

第 2 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

1. 新たな登録基準のあり方全般

登録基準を法律にあまりに細かく記載すると「何のためにこのような基準を定めているのか」という本質を見失うことになりかねない。

J A S 制度が I S O 等の国際的な基準認証制度と整合性が取れるようにすべき。

登録認定機関の質を維持できる登録基準とすべき。

現在の登録認定機関は、質の高い認定業務を行っており、新たな登録基準においても実質的に現行の登録認定機関が含まれるものとしてほしい。

2. 登録基準への I S O ガイド 6 5 (以下、「I S O ガイド」という。)の引用 登録基準を法律に明記し、I S O ガイドを引用する、という方向性に賛成。

I S O ガイドを法律に引用することのメリットとして次のような指摘があった。

I S O ガイドは、公平な検査を行うための組織の中立性、機密保持や異議申立の手続等、事業者の保護の観点を押さえている。

欧州において検査事業に民間参入を認める際に I S O ガイドが用いられている。

日本の J A S を欧米で認めてもらうために、I S O ガイド 6 5 の引用は重要。

I S O ガイド 6 5 は、網羅的な内容がコンパクトにまとまっており、わかりやすい。

I S O ガイドは、経理的基礎と秘密保持義務についても規定。

I S O ガイドによれば、登録認定機関は申請者に「助言」してはいけないことになっているが、例えば J A S 規格の内容を理解してもらうための説明等、ある程度の「助言」は許されるようにすべき。

I S O ガイドを登録基準とすると、現行制度に比べて実質的に事前チェックの強化となるおそれがある。

3. I S O ガイドの引用の仕方

I S O ガイドをどのような形で法律上引用するのか、そして I S O ガイドが改正された場合にどのような対応を取るのかについて検討が必要である。

安全性確保に直結しない品質規格について規定する J A S 法においては、直接的な引用以外の別の引用の仕方もあり得る。

J A S 法への I S O ガイドの引用の具体的な方法として次のような提案があった。

(1) I S O ガイドの内容が改正された場合、改正内容が自動的に引用されるような形でそのまま引用する方法。

(2) 「年度版の I S O ガイド」といった形で、ある時点における内容に限定して引用する方法。

(3) 法律には「中立公正性が保たれること」等、手続の原則をいくつか規定した上で、「I S O ガイドに適合していれば、原則として登録基準を満たすものと推定する」とする方法。

4．経理的基礎の要件

登録認定機関が簡単に破綻するようでは問題があり、賠償責任への備え等、事業者の保護の観点から一定程度、経理的基礎の要件は必要。

登録認定機関に十分な財政基盤を求めるのは当然だが、良心的な料金で認定を行い、検査員にも適正な検査費用を払っている登録認定機関が経理的基礎の要件によって淘汰されるようでは問題。

5．認定業務規程と手数料の届出制の導入

業務規程等を見なければ適正に業務を実施できるか判断できず、結局入口で業務規程と手数料も審査することになるのではないか。事後に業務規程や手数料の変更があった場合の手続はどうなるのか。

認定業務規程を届出制とした場合、認定業務規程の具体的な内容についてイメージを示す必要がある。

6．登録認定機関への認定取消権限の付与

登録認定機関に事業者の認定取消権限を持たせるのは賛成。

登録認定機関の登録取消の場合に、認定事業者が改めて他の登録認定機関から認定を受けなければならないとすると、認定事業者にとって大きな負担となるため、再認定の場合は簡便な認定とする等の救済措置を検討すべき。

認定申請者からの異議申立てへ対応するための中立的な組織を登録認定機関の内部に設けさせる必要がある。

7．その他

ISOの議論は欧州主導で進められている。ISOガイドの見直しの際に、日本の意見が反映されるようにすべき。ISOガイドが日本の食文化に関わるJAS制度にフィットするかどうか検証する必要。

コンプライアンス及び制度の信頼性確保の観点から、登録認定機関の職員の守秘義務について何らかの規範が必要。

可能であれば、検査員の質の確保についても検討すべき。

検査員は雇用者である登録認定機関に対して弱い立場にあり、農林水産消費技術センターが、検査費用が適正に払われているかもチェックすべき。

農林水産消費技術センターによる登録認定機関の業務監査の強化が必要。